

## 特定施設(機械)設置に係る届出一覧表

事 項	騒 音				振 動							
	条 文	様 式 名	様 式	期 限	条 文	様 式 名	様 式	期 限				
新たに施設を設置	法第 6 条	特定施設設置届	様式第 1	設置工事開始 30日前までに	同 左							
指定地域の拡大に伴う既設置分	法第 7 条	特定施設使用届	様式第 2	法適用となった日から 30日以内								
指定施設(機械)の拡大に伴う既設置分												
特定施設の すべての承継	法第 11 条	承 継 届	様式第 8	承継があった日から 30日以内					設置及び防止の方法変更 工事開始予定年月日を付 記			
譲渡・借受 相続・合併・分割												
工場又は事業場にあるすべての 施設の廃止	法第 10 条	特定施設使用全廃届	様式第 7	廃止のあった日から 30日以内								
氏名(名称・代表者名・工場名)	法第 10 条	氏名等変更届	様式第 6	変更のあった日から 30日以内	同 左							
		住所(所在地) * 住居表示変更の場合							移転は、及び			
種 類 ご と の 数	法第 8 条	種類ごとの数変更届	様式第 3	工事開始30日前までに					次の変更は届出不要 事業内容・従業員数・型			
	規則 6 条	・ 種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の 数に増加する場合は、不要 ・ 種類ごとの数の減少は不要										
種 類 及 び 能 力 ご と の 数	法第 8 条	種類及び能力ごとの 数 変 更 届	様式第 3	工事開始30日前までに	種類ごとの合計数は増えなくても、 能力ごとの増があれば、届出必要							
	規則 6 条	種類及び能力ごとの数が増加しない(同じか減少)場合は不要										
使 用 の 方 法	法第 8 条	使用の方法変更届	様式第 3	工事開始30日前までに	次の変更は届出不要 事業内容・従業員数・型式及び公称能力・使用時間							
	規則 6 条	使用時間の繰上げ又は繰り下げを伴わない場合は、届出不要										
防 止 の 方 法	法第 8 条	防止の方法変更届	様式第 4	工事開始30日前までに								
		測定値の大きさが増加しない(同じか減少)場合は不要	規則 6 条	測定値の大きさが増加しない(同じか減少)場合は不要								

\* 注意 1. 種類ごとの数の変更の場合、騒音と振動では届出基準が違うので、振動は数が増加すれば届出が必要だが、騒音は届出不要の場合でも、できるだけ届出してください。

2. 「振動は届出有り、騒音は無し」というような場合、届出書該当行  
右側欄外へ「騒音(振動)は届出なし」と鉛筆で付記してください。
3. の場合、騒音と振動では、届出の有無が違う場合があるので、  
右記に注意してください。

	使用届出の有無	騒 音	振 動
A	新たに指定された施設のみ設置 してあり、初めて届出する場合	必要(法7条)	必要(法7条)
B	既に特定施設届を提出していて、 新たに指定された施設もある場合	法8条に規定ないが、でき るだけ届出してください。	必要(法8条)

規制値は遵守し  
てください。

騒音と振動では変更の場合、届出内容・基準が違うので、注意してくださ

# 騒音規制法による種類ごとの数変更届出例

前回届出時総合計数 2台 (ア)

数年前に設置届後、今回初めて追加設置する場合

- [例1] 今回設置数が1台又は2台(イ)なら  
不要 (ア)2台 \* 2倍 (ア)2台 + (イ)1又は2台
- [例2] 今回設置数が3台(ウ)なら  
必要 (ア)2台 \* 2倍 < (ア)2台 + (ウ)3台

数年前に設置届後、今回追加設置の前に、数台施設を設置してある場合

- [例3] 今回届出前に1台(エ)設置時は、[例1]により届出してないが、  
不要 今回設置数が1台(オ)なら  
(ア)2台 \* 2倍 = (ア)2台 + (エ)1台 + (オ)1台
- [例4] [例3]で、今回設置数が2台(カ)なら  
必要 (ア)2台 \* 2倍 < (ア)2台 + (エ)1台 + (オ)2台

今回の設置により、種類ごとの設置合計数が、  
既届出合計数の2倍を超えない場合でも、  
できるだけその都度届出をお願いします。

騒音と振動では変更の場合、届出内容・基準が違うので、注意してください。